

政策B 要援護高齢者及び家族介護者の支援

要援護高齢者と家族が、状況に合わせて必要な支援制度を活用し、安心して生活できるように支援体制づくりをすすめます。また、独り暮らしや高齢者世帯の増加に対応し総合相談支援や権利擁護等について対応します。

【政策を構成する施策】

B-1 在宅介護の支援

在宅介護を支えるうえで介護や福祉サービスを活用していくことは重要です。関係機関との連携のもとに介護や福祉サービスの提供体制の確保および質の向上に努めます。

B-2 家族介護者の支援

在宅介護を継続していくためには、家族や周囲の協力、そして家族への支援体制が必要で、介護負担の軽減を図るために制度内容の周知や相談事業の充実に努めるとともに、介護者自身の介護予防をすすめます。

B-3 高齢者の人権を守る支援

高齢者の人権、権利、財産を守ることは生活全般の基盤になります。地域や関係機関との連携のもとに高齢者の人権や財産を守り、悪質商法被害、高齢者虐待等の早期発見・予防に努めます。

もに子育てしやすい地域社会を実現していくことを目的に策定したものです。

※「次世代育成支援対策」

次代の社会を担う子どもを育成し、または育成しようとする家庭に対する支援、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備のための国または地方公共団体の講ずる施策や事業主が行う雇用環境の整備、その他の取り組みをいう。

【計画の基本目標】

- A 地域における子育ての支援
- B 母性並びに乳幼児の健康の確保と増進
- C 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
- D 子育てを支援する生活環境の整備と子ども等の安全
- E 職業生活と家庭生活の両立の推進
- F 要保護児童へのきめ細かな取り組みの推進

政策A 地域における子育ての支援

子どもは、親にとってかけがえのない存在であるとともに、社会の宝でもあり未来を支える力です。

ところが、出生率の低下などが要因し、社会全体で少子化傾向にあり、にかほ市でも年間出生数が年々減少しています。また、核家族化や女性の社会進出など社会情勢が大きく変わる中で、子育ての状況も様変わりしています。

子育ての社会的・経済的な課題の中、子ども

(総合相談・権利擁護・成年後見制度等)

政策C 高齢者の参加による元気な地域づくり

高齢者自身が地域社会の担い手として、豊富な知識と経験を活用し地域社会に貢献できるような地域づくりをすすめます。また、地域の見守りネットワークをつなぎ高齢者の安心な生活を支援します。

【政策を構成する施策】

C-1 高齢者の生きがい支援

地域のボランティア活動や地域組織活動

【協働のまじりくりをすすめるために】

高齢者は、いずれだれもが行く道を歩んでいる人たちです。すべての市民が、地域の一人として高齢社会に関心を持ち、一人ひとりができることをして支えていくのだという意識を持つこと、そして高齢社会について学ぶ機会をつくることが大切だと思います。

地域の自治会や民生児童委員、老人クラ

への参加を支援し、高齢者の生きがいと社会参加を支援するとともに、自らの介護予防へとつながる活動をすすめます。

(集落サロン・老人クラブ)

C-2 高齢者の見守りネットワーク体制整備

民生児童委員や福祉員、自治会が地域の見守りネットワークとして機能し、行政、社会福祉協議会、消防等関係機関との連携を図り緊急時の対応に役立てます。

(緊急通報体制整備・見守りネットワーク・高齢者等除排雪ボランティア等)

ブ、婦人会、学校やPTA、商工会や地元企業等が、市が行う事業等を有効に活用し、今できることを見つけ協力し合って、すてきな地域づくりのお手伝いをしたいものです。

今回、にかほ市の高齢者を取り巻く現状や制度について学び、自分自身の介護予防の大切さを実感するとともに、これからは自分が生きていく地域づくりのために、できることから始めようと思っています。

(高齢者支援分科会委員より)

第4章 夢ある子育ての支援(次世代育成支援行動計画)

この計画は、次代を担う子どもを健やかに育てる、いわゆる次世代育成支援対策を明ら

かにするものです。にかほ市の子育て支援の現状と課題、それを解決する方策、市民と

もの幸せを第一に考えて、すべての子育てをしている人が、安心して子育てができるよう支援するため、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を推進します。

【政策を構成する施策】

A-1 子育て支援サービス

地域における子育てサポートの育成・地域子育て支援センター事業等での相談体制づくりをすすめるとともに、多様な就業形態に対応できる保育サービスの充実や放課後児童健全育成事業(学童保育クラブ)を推進します。また、子育て家庭の経済的負担を軽減するため保育料や乳幼児医療費等に対する助成を行います。

A-2 保育サービスの充実

保育サービスは、子どもの幸せを第一に考え、利用者の意向を十分に踏まえて、待機児童が生じないようにサービスの提供体制を整備していきます。

就業形態の多様化に対応し、保護者が病気などのため、育児をすることが困難な家庭や休日の養育が困難な家庭の子どもの生活を支援することに取り組みます。また、保育サービスの利用者による選択や質の向上に資する観点から、保育サービスの積極的な情報提供を行います。

A-3 子育て支援のネットワークづくり

子育てを行っている全ての家庭に対して、きめ細かな子育て支援サービス・保育サービスを効果的・効率的に提供するとともに、地域における子育て支援サービス等のネットワークの形成を促進します。また、各種の子育て支援サービス等が、利用者にとって周知されるよう、子育て支援の情報提供を行います。

A-4 児童の健全育成

地域社会における児童数の減少は、遊びを通じての仲間関係の形成や児童の社会性の発達等に大きな影響があると考えられるため、地域において児童が自主的に参加し、自由に遊べ、安全に過ごすことのできる放課後や週末等の居場所づくりを推進します。また、公民館、学校等の社会資源および主任児童委員や地域ボランティア等を活用し、効果的な活動をすすめます。



▲次代を担う子どもたちの育成に力を注ぐ事業を展開していきます